

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2024年 6月 28日	
堺市 殿	
提出者 住 所 大阪市中央区北浜東4番33号 北浜NEXU BUILD11階 氏 名 大和リース株式会社 大阪本店 本店長 堀越 良一 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-69422-0809	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大和リース株式会社 大阪本店
事業場の所在地	大阪市中央区北浜東4番33号 北浜NEXU BUILD11階
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	売上高 19,948百万円
③従業員数	264名（2024年6月実績）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	現場にて産業廃棄物を分別し、収集運搬業者へ委託。 その後、中間処理会社にて選別等の中間処理後、 再資源化及び埋立処分。 また、広域認定制度による端材回収システムを利用した リサイクルプラントにて再生処理を委託。

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙の通り。			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(2023年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	380 t	16.05 t
	(これまでに実施した取組) 1. 建設現場における分別保管・収集の徹底 2. 不要な梱包材の持込を削減 3. 広域認定制度による端材回収システムを利用したリサイクルプラントでの再生処理を委託。 4. 可能な限り電子マニフェストにおいてもマニフェスト発行時のm ³ 換算→重量換算にて報告するようにし、実情と差異が出ないようにした。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	342 t	14 t
	(今後実施する予定の取組) 継続して上記に取り組む。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず・スクラップ・紙くず・石膏ボード・廃プラスチック類 各現場に分別スペースを設け、分別・収集・リサイクルに取り組んでいる。 鉄スクラップ・紙くず 有償譲渡として引取契約を継続し、委託する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 継続して上記に取り組む。		

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず
0.22 t	15.82 t	1.99 t	0.62 t

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず
0.2 t	14 t	2 t	0.5 t

廃石膏ボード	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有)	その他のがれき類	コンクリート塊
4.87 t	0.36 t	17.25 t	442.04 t

廃石膏ボード	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有)	その他のがれき類	コンクリート塊
4 t	0.3 t	16 t	398 t

アスファルト・コンクリート塊			
153.45 t	t	t	t

アスファルト・コンクリート塊			
138 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	380 t	16.05 t
	優良認定処理業者への処理委託量	380 t	16.05 t
	再生利用業者への処理委託量	380 t	16.05 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設現場における分別保管・収集の徹底 2. 不要な梱包材の持込を削減 3. 広域認定制度による端材回収システムを利用したリサイクルプラントでの再生処理を委託。 4. 可能な限り電子マニフェストにおいてもマニフェスト発行時のm³換算→重量換算にて報告するようにし、実情と差異が出ないようにした。 			

t	t	t	t

t	t	t	t

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
0.22 t	15.82 t	1.99 t	0.62 t
0.22 t	15.82 t	1.99 t	0.62 t
0.22 t	15.82 t	1.99 t	0 t
0.22 t	0 t	1.99 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

t	t	t	t

t	t	t	t

廃石膏ボード	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず (石綿含有)	その他がれき類	コンクリート塊
4.87 t	0.36 t	17.25 t	442.04 t
4.84 t	0 t	2.45 t	212.54 t
4.84 t	0 t	14.8 t	279.21 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

t	t	t	t

t	t	t	t

アスファルト・コンクリート塊			
153.45 t	t	t	t
39.45 t	t	t	t
39.45 t	t	t	t
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	342 t	14 t
	優良認定処理業者への処理委託量	342 t	14 t
	再生利用業者への処理委託量	342 t	14 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設現場における分別保管・収集の徹底 2. 不要な梱包材の持込を削減 3. 広域認定制度による端材回収システムを利用したリサイクルプラントでの再生処理を委託。 4. 可能な限り電子マニフェストにおいてもマニフェスト発行時のm³換算→重量換算にて報告するようにし、実情と差異が出ないようにした。 			
※事務処理欄			

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
0.2 t	14 t	2 t	0.5 t
0.2 t	14 t	2 t	0 t
0.2 t	14 t	2 t	0 t
0 t	0 t	2 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

廃石膏ボード	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有)	その他がれき類	コンクリート塊
4 t	0.3 t	16 t	398 t
4 t	0 t	3 t	230 t
4 t	0 t	15 t	250 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

アスファルト・コンクリート塊			
138 t	t	t	t
43 t	t	t	t
43 t	t	t	t
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。